

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会 第2回専門研修WT(地域子育て支援)	資料 3
平成26年11月12日	

# 専門研修カリキュラムの検討について (利用者支援事業特定型)



### <研修の目的>

利用者支援事業の特定型に従事する職員に必要な基礎的な知識や技術等について習得し、事業に従事する職員としての資質の確保を目的とする。

### <科目の考え方>

特定型については、

- ・「利用者支援」機能は一部の分野（保育）に特化してしても良いこと、
  - ・「地域連携」機能は、行政がその機能を果たすこととし、必ずしも実施要件とはしていないこと、
- としており、基本型に比べて業務内容が限定されている。

よって、特定型の場合でも、中心となる援助方法が相談支援といった、間接的支援であることから、「利用者支援」機能を実施する上で必要となる研修内容は基本型の同様であるが、「地域連携」機能まで必ずしも求めていない。



第1回のワーキングチームで提示した専門研修カリキュラム（利用者支援事業）の案のうち、地域連携にかかる科目を中心に省略して、特定型の研修カリキュラムとして位置づけてはどうか。（次ページ参照）

### <検討点>

- 特定型は保育に特化した利用者支援を行うため、保育に関する科目の新たな追加や既に提示している科目についても保育に関する内容を主としたものとする必要はあるか。
- 「特定型」の場合でも最低限学んでおくべき「地域連携」に関する科目があるか。

## 専門研修カリキュラム（利用者支援事業特定型）について

科目	内容	時間数	備考・実施主体
1. 事前学習（8時間）			
① 演習 地域資源の把握	・地域資源の把握 ・受講者の周りの地域資源の情報収集と整理の実施	（480分 （8時間） 相当）	事前宿題形式 都道府県・市町村
2. 講義・演習（8時間）			
② 講義 利用者支援事業の概要	・事業成立の背景と目的 ・事業の内容 ・当該地域における実施状況	60分	都道府県・市町村
③ 講義 地域資源の概要 I	・社会資源とは ・地域における社会資源の把握と連携	60分	都道府県・市町村
④ 講義 利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理	・利用者支援専門員の役割 ・支援における基本原則～受容と自己決定の尊重、信頼関係の構築～ ・特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項 ・個人情報と守秘義務	120分	都道府県・市町村
⑤ 講義又は演習 記録の取扱い	・記録の目的 ・記録の種類、項目 ・記録の管理	30分	都道府県・市町村
⑥ 演習 事例分析 I ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～	・ジェノグラムとエコマップの書き方 ・事例に基づくジェノグラムとエコマップの作成と支援方法の検討	90分	都道府県・市町村
⑦ 演習 事例分析 II ～社会資源の活用とコーディネーション～	・事例による地域における社会資源の活用と連携の検討	90分	都道府県・市町村
⑧ 講義 まとめ	・利用者支援事業で求められる姿勢についての再確認	30分	都道府県・市町村
3. 見学実習（8時間）			
⑨ 見学実習 地域資源の見学	・地域資源の実際を見学により学ぶとともに、担当者との面識をもつ	480分 （8時間）	市町村

※赤枠部分の科目を特定型の研修カリキュラムとして位置づけ

<合計 1,440分(24時間)>

(参考) 横浜市「H26新任保育コンシェルジュ研修スケジュール」

	項 目
1	横浜市の待機児童について～現状と施策～
2	保育コンシェルジュとは？（区での位置づけ）
3	区役所の業務（福祉保健センターとは？）
4	保育所入所保留児童実態調査
5	統計・実績等について
6	保育資源の種類と定義
7	保育資源とサービスの詳細について
8	ニーズにあった保育資源・サービスの紹介を考える
9	認可保育所（入所の仕組み）について
10	保留児フォロー
11	保育対策課（保育コンシェルジュ）の役割等について

#### 4 実施方法

##### (3) 業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような実施することとする。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

なお、上記「①」から「④」の業務実施を基本としつつ、「①」についてその一部を実施し、「②」について必ずしも実施しない類型も可とする。